

# 平成29年度 移住・定住・交流推進支援事業 実施に係る留意事項

平成29年度移住・定住・交流推進支援事業の実施については、平成29年度移住・定住・交流推進支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）とともに、次の事項に留意してください。

## 第1 助成対象事業

- 1 要綱第1の「地域団体等」とは、概ね次に掲げるものをいいます。
  - (1) 地域づくり団体（地域づくり団体全国協議会に登録しているもの）
  - (2) NPO・ボランティア団体
  - (3) 各種協議会、地域の自治組織
  - (4) 商工会議所、商工会、農業協同組合、観光協会、森林組合又は漁業協同組合
- 2 要綱第3の1の「助成対象事業」とは、都市住民等の移住・定住・交流の推進や、住民同士の交流を推進する事業で、助成終了後も継続的に、移住・定住・交流の推進が図られるものをいいます。

※具体的な事業の例示については、(別紙1)参考例を参照ください。

## 第2 助成対象経費

- 1 助成対象経費は、助成対象団体が実施する事業費、事業を実施する地域団体等に対して助成対象団体が行う補助に要する経費とします。ただし、事業実施団体が市町村等、地域団体等いずれの場合も対象事業経費は概ね次のようなものとします。

区 分	細目及び説明
報償費	講師、コーディネーター等に係る謝金
旅費	事業実施に係る費用、講師等への費用弁償
需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、図書購入費、燃料費 ※体験ツアー等参加者の弁償は、食糧費として認めます。
役員費	通信運搬費、損害保険料、広告料
委託料	事業実施に係る費用（内容及び費用の内訳を明示すること。）
使用料及び賃借料	会場借上料、物品等の賃貸・リース・レンタルに係る費用
工事請負費	当該事業に関連して継続して使用するものに係る費用
備品購入費	当該事業に継続して使用するものに係る費用

- 2 原則として、委託料、備品購入費及び工事請負費の合計額が助成申請額の3分の2を超えないこととします（事業実施主体が市町村等・地域団体等の場合共通）。
- 3 原則として、委託料、備品購入費又は工事請負費のいずれかの額が助成申請額の2分の1を超えないこととします（事業実施主体が市町村等・地域団体等の場合共通）。

### 第3 助成申請の手続

助成申請書(様式第1号)には、企画書、地域団体等の活動内容及び構成員を示す資料、対象事業に係る経費(収支)の内訳を示す資料等、助成対象団体の歳入歳出予算書のうち助成対象事業に関する部分の写し又は予算計上の手続をとる旨の確約書等を添付してください。

### 第4 共同実施の手続

二以上の市区町村が共同で事業を行う場合の事務の流れは次のとおりです。

#### 1 助成申請(変更・中止承認申請もこれに準じてください。)

代表市区町村は、共同で事業を行う市区町村の同意書(様式第3号)を取りまとめたうえ、助成申請書(様式第1号)、代表市区町村同意書(様式第2号)とともに都道府県に提出してください。

#### 2 助成の決定(額の確定もこれに準じてください。)

センターは助成申請書の内容を審査し、その結果を、都道府県を経由して市区町村に通知します。(共同申請の場合も関係する市区町村全てに通知します。)

#### 3 実績報告

代表市区町村は実績報告書(様式第5号)を、都道府県を経由してセンターに提出してください。(共同で事業を行う市町区村は報告書の提出の必要はありません。)

#### 4 助成金の支払い

代表市区町村の指定口座に振込みを行います。

### 第5 助成対象事業の内容変更

変更承認申請が必要な場合は以下のとおりです。

#### 1 事業計画に変更がある場合

#### 2 事業の変更により助成額に減額が生じる場合

助成対象事業の内容を変更する場合には、必ず事前にセンターの承認を受けてください。事前に変更承認を受けていない場合、または変更により当該事業が採択された趣旨から逸脱すると判断された場合は、変更承認を受けられない、あるいは助成額が減額になることがありますので留意してください。

### 第6 実績報告

要綱第9で提出した実績報告書の内容は、センターが運営するホームページに掲載しますので、事業の実績及び成果が明確に確認できるよう作成してください。

### 第7 その他の留意事項

#### 1 助成対象団体及び地域団体等は、事業成果について各種媒体を通じて積極的に広報するように努めてください。

#### 2 助成事業の採択にあたっては、他に見られない先駆的・独創的な事業を優先し、全体事業費に対して、委託料の割合が高い事業については、事業内容によっては優先順位を低くするものとします。

また、(別紙1)参考例5などの住民同士の交流を推進することを目的とする事業に

については、平成 11 年度以降に合併した市町村が申請する場合、一定の配慮を行います。

- 3 当センターが主催する人材養成事業に参加する団体が申請する場合、助成決定の審査時に一定の配慮をすることがあります。
- 4 平成 29 年度における申請件数については、各都道府県 3 件以内となるよう、都道府県において調整してください。

## 参 考 例

「平成 29 年度移住・定住・交流推進支援事業」の助成対象となる事業は「平成 29 年度移住・定住・交流推進支援事業実施に係る留意事項」中第 1 の 2 で示した事業としますが、申請にあたっての参考のため、具体例を以下に示します。

なお、以下に示す事業例が助成対象となる全てではなく、またこれらをそのまま、あるいは手直しして申請しても必ずしも採択されるものではありませんので、幅広く捉えてください。

- 1 移住推進に向けて地域住民と協力して行う事業
  - ・地域住民向けに研修を行い移住推進の協力者（コーディネーター）として育成。
  - ・地域住民や既移住者が参加した移住希望者との交流事業の実施。
  - ・移住希望に対する体験ツアーの実施。
  
- 2 都市等の他地域の住民との交流を促進する事業や定住促進を図る事業
  - ・農産品や伝統文化財等の地域資源を活用した各種体験事業を実施する。
    - 移住後の生活に結びつく体験や伝統の担い手につながる体験等  
（中古住宅の改修（※1）、炭作り・薪づくり、家庭菜園など）
  - ・農作物の栽培、収穫体験などの農業体験や田舎暮らし体験等の交流ツアーを実施する。
  
- 3 古民家や空き家等を利活用し、移住・交流を推進する事業
  - ・古民家を改修（※1）し、お試し移住や体験ツアー等の拠点とする。
  - ・空き家バンクの整備を行い、移住希望者とのマッチングを行う。
  
- 4 移住希望者等の相談窓口の充実を図る事業
  - ・コンシェルジュの育成により、移住希望者等の相談窓口の充実を図る。
  - ・ワンストップ窓口（相談窓口）の設置により、移住希望者等の相談窓口の充実を図る。
  
- 5 地域住民の交流を通じた事業
  - ・地域の伝統芸能等の継承・発展を通じた事業及び地元産品を活用した事業等の実施により、住民同士の交流を促進し、地域の活性化を図る。
  - ・地域住民が気軽に集える場を創り、研修会、物販などの様々なソフト事業の実施などにより、地域住民同士の交流を進め、地域コミュニティの維持・向上を図る。

※1 改修については、留意事項第 2 の 2 及び 3 に注意すること